

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

本則に次の一条を加える。

(構造改革特別区域に係る食事の提供に関する特例)

第四条 条例附則第五条第一項の市町が満たしていることを認めるものとして規則で定める要件は、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号)第一条各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

2 第二条の規定は、条例附則第五条第一項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園が満たすものとして規則で定める要件について準用する。この場合において、第二条第三号中「幼保連携型認定こども園内における調理」とあるのは「調理」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。